

令和6年5月10日 美郷町農業委員会会議録

令和6年5月10日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木	定	廣	9番	高	橋	一	平
2番	継	田	竜	也	10番	深	沢	靖
3番	高	橋	広	樹	11番	齋	藤	美由木
4番	奥	山	秀	治	13番	佐々木	竜	孝
5番	小	西	嘉	之	14番	加	藤	堅之助
6番	深	田	秋	彦	16番	細	井	千代文
7番	山	田	貞	子	17番	高	橋	正
8番	高	橋	孝	人				

本会委員出席者 15名

2. 欠席委員は、次のとおり

12番	高	橋	国	広
15番	高	橋	秀	行

欠席者 2名

1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	高 橋 絹 子
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第 2 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 2 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案第 2 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 6 議案第 2 6 号 非農地証明の申請に対する可否の決定について
- 第 7 議案第 2 7 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について

会長 高橋 正尚 午前 9 時 5 4 分本委員会の閉会を告げた。

令和6年5月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和6年5月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時00分
4. 閉 会 午前9時54分
5. 議事録署名委員 3番 高 橋 広 樹
4番 奥 山 秀 治

- 議 長 それでは、ただ今から令和6年第5回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。
お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、3番、高橋委員、4番、奥山委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第22号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第22号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第22号、申請番号1番について議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号1番、仙南地区の田1筆、368㎡、申請人は〇〇〇さんです。申請人は町外のアパートに居住しておりますが、子の成長に伴い、手狭となってきたことから、住宅の新築を計画しました。今後の子育てへの協力や、将来の親の介護を考慮し、実家の隣接地を選定しました。面積は、住宅59.63㎡、庭地88.67㎡、落雪用地30.20㎡、駐車場、通路、雪捨て場、緩衝地189.50㎡です。事業費は〇〇〇円で全額借入資金です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、1ページに位置図、2ページに配置図、3、4ページに平面図、5ページに立面図、6ページに公図を添付しております。以上です。
- 議 長 議案第22号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、転用ですので調査の報告をお願いします。
- 14番委員 申請番号1番について調査のご報告をいたします。

4月26日10時より、高橋国広委員とともに現地に赴き、申請者の工事を行う〇〇〇さん立会いのもと、現地を確認し調査いたしました。何ら問題がなかったことをご報告いたします。

●議 長 申請番号1番の調査の報告が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号1番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第2、議案第22号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に進達します。

●議 長 次に、日程第3、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第23号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第23号、申請番号3番から申請番号4番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号3番、六郷地区の田3筆、1,230㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は、造園業を営んでいますが、既存の資材置場が手狭となり、新たな資材置場として事務所からも、現在の資材置場からも近く、交通の便も良い当該地を選定しました。面積は黒土置場286.80㎡、土砂利置場202.50㎡、碎石置場141.60㎡、重機置場27.40㎡、駐車スペース、通路、緩衝地571.70㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額自己資金、用地借上げ費用はありません。当該地は第3種農地ですが、農地法施行規則第44条第3号にあります、「都市計画法に規定する用途地域に定められる農地」に該当します。この案件につきましては、7ページに位置図、8ページに配置図、9ページに公図を添付しております。

申請番号4番、六郷地区の畑1筆、522㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は渡人の子の夫です。受人は渡人と同居しておりますが、子の成長に伴い手狭となってきたため、住宅の新築を計画しました。今後も子育ての協力を得たいことや、将来の家族の介護も考慮し、現在の住居の隣接地を選定しました。面積は住宅108.48㎡、雪捨て場、駐車スペース、通路、緩衝地413.52㎡です。事業費は〇〇〇円で全額借入資金、用地借上げ費用はありません。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、10ページに位置図、11ページに配置図、12ページに平面図、13ページに立面図、14ページに公図を添付しております。以上です。

●議 長 議案第23号について、事務局より説明が終わりました。

- 議 長 それでは、転用ですので調査の報告をお願いします。
まずは、申請番号3番から報告をお願いします。
- 1番委員 申請番号3番について調査のご報告をいたします。
4月30日午前9時より、高橋委員とともに〇〇〇立会いのもと、現地を確認し調査いたしました。何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 続いて申請番号4番について報告をお願いします。
- 5番委員 申請番号4番について調査のご報告をいたします。
5月2日午前9時頃、高橋秀行委員と〇〇〇さんとともに、現地を確認し、調査項目に従い調査を行いました。調査の結果、何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 申請番号3番と申請番号4番の調査の報告が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
申請番号3番と申請番号4番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号3番と申請番号4番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号3番と申請番号4番については原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第3、議案第23号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に進達します。
- 議 長 次に、日程第4、議案第24号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第24号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第24号、申請番号54番から申請番号72番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号54番、千畑地区の田1筆、2, 501㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は町外に居住しており、農地を手放したく、隣地に居住している受人へ農地を売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。
申請番号55番、千畑地区の田2筆、1, 675㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地が遠方にあり、高齢になって耕作できなくなったため、近隣で耕作している受人へ農地を売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機は所有、籾摺りは委託しております。
申請番号56番、千畑地区の田4筆、4, 480㎡、渡人は〇〇〇さん、受

人は〇〇〇さんです。圃場整備事業に伴う集積のためです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は、トラクターは共同、田植機、コンバインは所有、乾燥、籾摺りは委託しております。申請番号57番、千畑地区の田1筆、畑1筆、計454m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。圃場整備事業に伴う集積のためです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人はトラクター、コンバインは所有、田植機は共同、乾燥、籾摺りは委託しております。

申請番号58番、千畑地区の田3筆、228m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。圃場整備事業に伴う集積のためです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号59番と申請番号60番は関連した案件です。

申請番号59番、六郷地区の田1筆、1,573m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号60番、六郷地区の田1筆、960m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりです。受人はトラクター、田植機、コンバインは所有、乾燥、籾摺りは委託しております。

両者は効率的な農業経営のため、それぞれ農地を集約し、農地の有効利用を図ってお互いの耕作状況を改善するために売買するものです。

申請番号61番、仙南地区の田1筆、879m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を手放したく、隣地を耕作している受入へ譲渡するものです。両者は親類関係のため対価はありません。引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料8ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号62番、仙南地区の田3筆、2,617m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は後継者がいないため農地を手放したく、隣地を耕作している受入へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料9ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

以下4件の受入は公益社団法人秋田県農業公社で、公社特例事業による売買です。

申請番号63番、千畑地区の田1筆、954m²、渡人は〇〇〇さんです。当該地は、今まで〇〇〇さんが耕作していましたが、遠方のため耕作不便となっておりました。所有者も手放したいことから秋田県農業公社を経由して購

入者へ売却するものです。今回は渡人から秋田県農業公社へ所有権移転する部分です。購入予定者は〇〇〇さんで、売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号64番、千畑地区の田1筆、2,007㎡、渡人は〇〇〇さんです。申請理由は、申請番号63番と同じです。購入予定者は〇〇〇さんで、売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号65番、千畑地区の田20筆、20,903㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人は町外へ転出予定のため農地を手放したく、公社特例事業により売買するものです。秋田県農業公社が当該地を取得した後は10耕作後、〇〇〇さんが取得する予定です。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号66番、仙南地区の田2筆、8,187㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、居住地から遠方であることから農地を手放したく、公社特例事業により売買するものです。秋田県農業公社が当該地を取得した後は10耕作後、〇〇〇さんが取得する予定です。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

続きまして、貸借権の設定です。

申請番号67番、千畑地区の田1筆、2,042㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢で耕作できなくなり、家族も会社勤めのため耕作が難しいことから、隣地を耕作している受人へ耕作をお願いするものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料10ページのとおりです。受人は農機具一式を個人から借り上げております。

申請番号68番、千畑地区の田10筆、11,595㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は今まで、〇〇〇さん個人と契約しておりましたが、期間満了に伴い、法人が耕作するものです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、申請番号67番と同じです。

申請番号69番、六郷地区の田8筆、8,265㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は体調を崩し、家族からの協力も今のところ難しいため、今まで、渡人の圃場の水管理をしてきた受人が耕作するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は3年間です。受人の経営状況につきましては、資料11ページのとおりです。受人はトラクター、田植機、コンバインは所有、乾燥、粃摺りは共同です。

申請番号70番、仙南地区の田2筆、2,061㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料12ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号71番、仙南地区の田9筆、18,830㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料13ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

続きまして、貸借権の移転です。

申請番号72番、千畑地区の田16筆、14,891㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。法人設立に伴う受け手変更となります。契約期間は現在の契約の残存期間となります。

申請番号54番から申請番号72番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第24号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号54番から申請番号72番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号54番から申請番号72番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号54番から申請番号72番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第4、議案第24号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第5、議案第25号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第25号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第25号、申請番号89番から申請番号105番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

中間管理事業による貸借権設定です。

申請番号89番、千畑地区の田2筆、2,016㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は8年9か月間です。

申請番号90番、千畑地区の田4筆、2,090㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号91番、千畑地区の田1筆、1,023㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号92番、六郷地区の田1筆、1,019㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年7か月間です。

申請番号93番、六郷地区の田4筆、畑1筆、計19,294㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号94番、六郷地区の田3筆、4,651㎡、出し手は〇〇〇さん、

受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年7か月間です。

申請番号95番、仙南地区の田5筆、13,434㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。以下2件の受け手は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号96番、仙南地区の田1筆、7,017㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号97番、仙南地区の田1筆、3,298㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号98番、仙南地区の田4筆、11,451㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号99番、仙南地区の田2筆、3,637㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は6年9か月間です。

申請番号100番、仙南地区の田2筆、2,326㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号101番、仙南地区の田3筆、6,025㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は15年間です。

以下3件の受け手は、〇〇〇さんで、期間は10年間です。

申請番号102番、六郷地区の田1筆、2,068㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号103番、六郷地区の田2筆、1,959㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号104番、六郷地区の田2筆、3,209㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号105番、六郷地区の田3筆、2,879㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年3か月間です。

申請番号89番から申請番号105番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第25号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号89番から申請番号105番までですが、本人案件がありますので、まずは申請番号89番から申請番号90番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号８９番から申請番号９０番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号８９番から申請番号９０番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号９１番についてですが、本人案件ですので農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前９時３２分

- 議 長 それでは、申請番号９１番について質疑を行います。
質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号９１番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号９１番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前９時３３分

- 議 長 それでは、申請番号９２番から申請番号１０５番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号９２番から申請番号１０５番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号９２番から申請番号１０５番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第５、議案第２５号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第６、議案第２６号非農地証明の申請に対する可否の決定についてを上程し議題とします。

- 議 長 暫時休憩します。 午前９時３３分

- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前９時３５分

- 議 長 議案第２６号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第２６号、申請番号１番について議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号１番、仙南地区の畑４筆、１，４３８㎡、申請者は○○○さんです。
非農地申請理由ですが、当該地は周囲が草木に囲まれており、耕作条件が悪

いたため、15年以上耕作できない状態にありました。そのため現況に即した地目へ変更したいと申請されました。資料は1ページに位置図、2ページに公図、3ページに現場調査時の写真を添付しております。

この案件につきましては、美郷町非農地証明事務取扱基準第5条の要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第26号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 議案第26号ですが、非農地証明ですので調査の報告をお願いします。

14番委員 4月25日午前9時から、高橋国広委員、山田貞子委員、高橋広樹委員、事務局職員、申請人の代理人の〇〇〇立会いのもと、現地に赴き、調査をしてまいりました。1996年に撮影されたカラー写真を見ますと、28年前当時は畑として耕作していたようですが、資料の中の現地の写真にもあるとおり、現在は耕作されず樹木が生えておりました。周辺の果樹園だったところも、果樹は伐採されており、申請地と同様の状態となっておりました。現況に即した地目に変更するということであれば、周辺には影響がなく非農地と判断して差し支えないと考えます。以上です。

●議 長 申請番号1番の調査の報告が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号1番について質疑を行います。質疑ございませんか。

●議 長 暫時休憩します。

午前9時41分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

午前9時46分

●議 長 ほかに質疑ございますか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第6、議案第26号については非農地であると判断いたします。

●議 長 次に、日程第7、議案第27号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを上程し議題とします。議案第27号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第27号について議案書をもとに朗読、説明 】

このことにつきましては、美郷町農業委員会の令和5年度の実施状況等について、5月末まで公表することとなっております。

28ページは農林業センサスや農政課からの数値により現状を表しております。

29ページからは最適化活動の実施状況です。(1)現状及び課題の②目標ですが、集積率85.3%に対しまして、③実績が84.8%となっております。わずかに達成しておりませんが、平場農地を中心に担い手への集積が

進んでおり、おおむね順調に推移していると考えております。

(2) 遊休農地の解消です。5年度は、新規に加えた農地もあり、面積が多くなっております。引き続き、所有者への聞き取りや指導、関係機関と協議しながら解消に努めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

30ページ中段以降は(3) 新規参入の促進です。②目標では過去3年間の権利移動した面積の平均の1割を目標面積とするという取り決めがありますので、10.6haが目標面積となっております。面積的には少ないですが、5年度は新規参入者が2名おりました。

31ページの2最適化活動の活動目標ですが、1人あたりの活動日数は1か月あたり5日が目標でした。また活動強化月間は3回ありました。活動記録簿の集計及び活動強化目標への取り組み状況から、32ページの目標達成状況の評語は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としております。

33ページの事務の実施状況です。1は総会の開催日数です。2は農地法第3条の許可件数で52件、3は農地転用に関する県への審査会の件数16件、4は違反転用で0件でした。説明は以上です。

●議 長 議案第27号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、質疑、ご意見等をいただきます。質疑、ご意見ございませんか。

●議 長 暫時休憩します。 午前9時50分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時53分

●議 長 ほかに質疑ございますか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第27号については原案のとおり公表することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第27号については原案のとおり公表させていただくことに決しました。

●議 長 以上で本日の会議案件はすべて終了いたしました。

●議 長 これをもちまして、令和6年第5回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時54分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和6年5月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 高 橋 広 樹

議事録署名委員 奥 山 秀 治